

総務教育常任委員会資料

(平成22年11月25日)

〔件名〕

- ・「鳥取県地方税滞納整理機構」の運営状況について 【税務課】 ··· 1
- ・タクシーチケットの利用に係る全庁点検の結果及びタクシーを利用する際の基準について 【人事企画課】 ··· 2
- ・給与改定に係る組合交渉経過と今後の課題について 【人事企画課】 ··· 3
- ・時間外勤務縮減の取組状況について
～スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト～ 【人事企画課】 ··· 6
- ・事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）の評価結果について
【業務効率推進課】 ··· 7
- ・東京都内県有施設の売却入札結果について 【財源確保推進課】 ··· 12
- ・鳥取県人権施策基本方針の第二次改訂について
【人権・同和対策課】 ··· 13

総務部

「鳥取県地方税滞納整理機構」の運営状況について

平成22年11月25日
税務課

県と市町村が共同して滞納整理を行う鳥取県地方税滞納整理機構の10月末現在の運営状況は、次のとおりです。

記

1. 設置目的

- (1) 県と市町村に共通する滞納者への滞納整理の共同実施による重複事務の解消
- (2) 徴収技能の共有による徴収職員の能力向上
- (3) 県及び市町村の税務事務を一元的に行う、より高度な組織の創設の検討

2. 組織等概要

形態	任意組織
運営体制	<ul style="list-style-type: none">・本部：(県)総務部長、各総合事務所長、(市町村)副市町村長・幹事会：(県)税務課長、市町村税制支援室長、各総合事務所県税局長、(市町村)税務主管課長・支部：(県)県税局職員、(市町村)税務職員
職員	各県税局と管内各市町村の税務職員が相互に身分を併任
業務	県と市町村の併任職員が、共同で納税折衝などを月5日程度実施 (徴収方針会議、文書・電話催告、訪問折衝等)
対象事案	個人住民税を含む県と市町村に共通した滞納事案

3. 滞納整理の状況

(1) 実施体制(併任職員)

市町村	79人	(東部34、中部14、西部31)
県税局	31人	(東部12、中部8、西部11)
合計	110人	

(2) 滞納整理機構の活動実績

区分	対象者数(人)	税額(百万円)	備考
予告、指定(A)	785	353	*予告効果33.1%
完納、納付約束等(B)	620	277	
Bのうち収入済(C)	—	28	
Cのうち個人住民税	—	14	県民税分5.6百万円
実績(処理率)(B/A)	—	78.5(%)	

*予告効果：機構事案への指定予告書に対して、納税などの申出があったもの(全国平均13%)

(3) 効果の検証

- ①徴収方針会議による滞納整理方針の決定と、計画的な納税折衝で着実に地方税の確保が図られている。
- ②市町村職員が県税局職員と一緒に納税折衝することで、滞納整理に対する市町村職員の意識の高揚や滞納整理技術の向上が着実に図られている。

4. 今後の予定

滞納整理の実施状況や先進県の状況などを踏まえ、課題を整理しながら、税務事務を一元的に行う高度な組織の創設について検討を進める。

タクシーチケットの利用に係る全庁点検の結果及びタクシーを利用する際の基準について

平成22年11月25日
人 事 企 画 課

1 タクシーチケットの利用に係る全庁点検の結果（知事部局及び労働委員会事務局）

(1) 点検結果

タクシーチケットの私的使用があった	0所属
タクシーチケットの私的使用はなかった	72所属
タクシーチケットの利用がなかった	67所属
計	139所属

※総合事務所及び会計管理者については、「局」を1所属として整理

(2) 点検方法

各所属において、所属長がタクシー利用簿の内容を確認し、私的使用の有無を点検

(3) 点検対象

平成21年4月1日から平成22年9月（点検時）までのタクシーチケットによるタクシー利用

(4) 点検実施機関

知事部局の全ての所属及び労働委員会事務局

2 タクシーを利用する際の基準（概要）

(1) 基本的な考え方

タクシーの利用は、公務遂行上の必要が認められ、かつ、鉄道、バスなどの公共交通機関及び公用車の利用が困難又は合理的でない場合に行うものとする。

(2) タクシーの利用が認められる場合の具体的な例

ア 出張（近隣で開催される会議への出席等を含む）の際に、迅速性、効率性、経済性の面で合理的な移動手段として選択される場合

イ 来客等を送迎又は案内する場合（来客等に同行しない場合を含む）

ウ 公的行事として開催される情報交換、懇談会などで、夜間に及んで開催されるものに出席した後における移動、帰庁又は帰宅の場合

※帰宅の場合は、他に利用できる移動手段がない又は著しく合理的でない場合に限る

エ 災害その他の危機管理等、緊急の用務で登庁する場合

オ 早朝からの勤務のための登庁や深夜に及ぶ勤務後の帰宅の際に、他に利用できる移動手段がない又は著しく合理的でない場合（公共交通機関を利用して通勤している職員が当該公共交通機関の運行時間外に登庁又は帰宅する場合）

※災害その他の危機管理等やむを得ない場合を除き、通常の通勤に利用する公共交通機関の利用が困難となるような時間帯に時間外勤務を命じないことが基本

給与改定に係る組合交渉経過と今後の課題について

平成22年11月25日
人 事 企 画 課

今年度の県職員給与改定について、10月1日の人事委員会勧告を受け、次のとおり職員組合との交渉を行い、合意するとともに今後の課題等について確認しましたので、その状況を報告します。

1 交渉経過

[職員組合側主張]

- 現行の公民比較方法には問題があり、再三にわたり比較方法に改めるよう人事委員会に対して強く申し入れてきたが、従来どおりの比較方法で本年勧告がなされた。
- 組合としては本年勧告は容認できず、人事委員会に対して再勧告を要請するよう任命権者に要求。

[任命権者側主張]

- 人事委員会において、現行公民比較方法に対する指摘を踏まえた上で判断され、法律に基づき勧告されたもの。勧告を尊重し、再勧告を要請する考えは無い。
- ただし、将来に向かって改善すべき課題はあるものと認識。

[交渉結果]

- 組合はあくまで勧告を容認しないが、給与改定については、任命権者が勧告のとおり条例改正を提案することは認めるとの考え方。
- 公民比較方法の決定は人事委員会の権限であるが、現行の役職対応関係については課題があり、その見直しに向けて広く県民に開かれた議論を行っていくことが必要との認識を確認。

2 県職員給与に関する課題について

(1) 県職員給与の現状

本県は全国に先駆けて、年功的に給与を決定する、いわゆる「わたり」を完全廃止し、職務と職責に応じて給与が決定される制度に改善するとともに、諸手当の見直しなど独自の給与改革に取り組んできたところ。（「参考資料1」参照）

(2) 現行比較方法の課題について

- ・上記のような本県実情に照らし、これまで以上に職務・職責に応じた役職毎の適切な給与水準が必要。
- ・また近年、より適切な地域民間給与水準の反映が要請されている。
→ このためには、より的確で納得性が高い民間給与との比較が求められる。
- ・現行の民間給与との比較対応関係は「参考資料2」のとおりであるが、企業規模によって対応する役職が異なっている。
→ 職務・職責が同等と考えられれば、企業規模に関わらず同一の役職者と比較する方式に見直すことも検討すべきと考えられる。
- ・また、平成17年度から新たに管理職手当が比較対象給与に含まれることとなったが、公民比較を行う際の比較給与として妥当か検討が必要と考える。

3 今後の進め方について

- 前記の課題等を踏まえて、今後の県職員給与のあり方について、引き続き職員組合及び人事委員会との三者で協議を進めていきたいと考えている。
- 県民に開かれた議論を進めるため、協議の状況は県議会に報告してご意見をいただきながら検討していきたい。

1 本県職員給与について

(1) 独自の給与制度見直し等の状況

H17.9 現業職給与の適正化 [平均△21%。H23.3まで経過措置あり]

H18.2 わたり(年功的な昇格)の廃止 [H19.4から職務の級を適正化。H23.3まで経過措置あり]

H18.4 給料の調整額・普及員手当・産業教育手当の廃止

特殊勤務手当の見直し [24→17種類]

※H18.4には、国の給与構造改革に準じた見直しを実施 [行政職平均△4.8%]

※H19からは地域民間給与を考慮し、県独自の期末勤勉手当支給割合や給料の引下げを実施

・期末勤勉手当支給月数の改定状況 () は改定後の年間支給月数

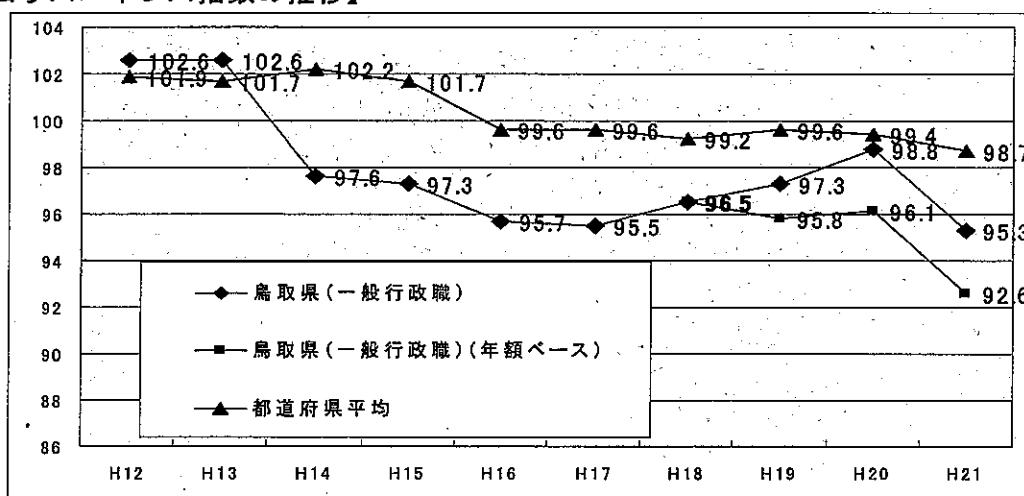
	H19	H20	H21
鳥取県	△0.20月(4.05月)	△0.03月(4.02月)	△0.16月(3.86月)
国	+0.05月(4.50月)	改定なし(4.50月)	△0.35月(4.15月)

・給料表の改定

H20:△3.5%(行政職3級相当以上)、H21:△3.0% (行政職6級相当以上)

(2) 現状

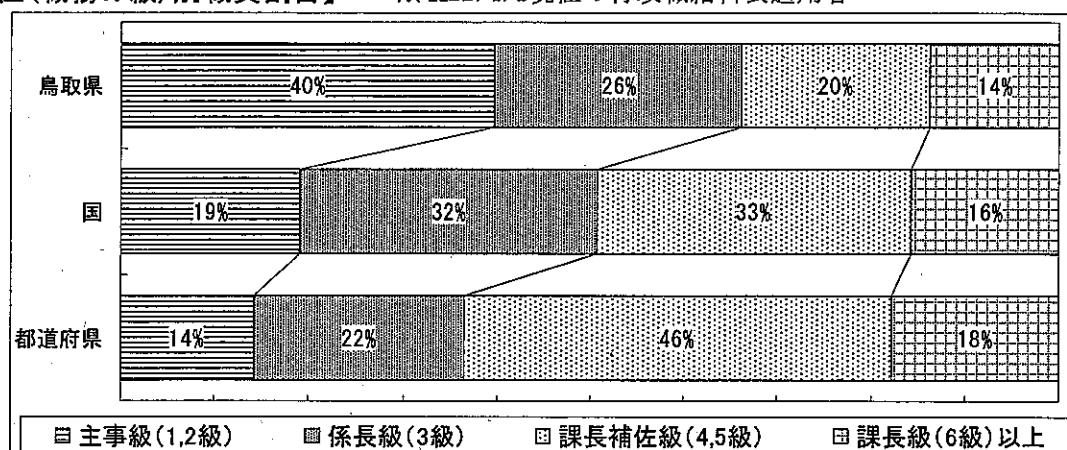
【国公ラスパイレス指数の推移】



※年額ベース・期末勤勉手当も含めた国との比較

【職位(職務の級)別職員割合】

※H22.4.1現在の行政職給料表適用者



2 現行役職対応関係に対する認識

職員組合：企業規模に関わりなく、同じ役職同士で比較する方法に改めるべき。

また現行比較方法は、わたり廃止による環境変化に対応していない。

人事委員会：役職対応関係は公民の給与水準の比較方法における極めて重要な基準であり、安易かつ拙速に当該基準の変更をすべきではないと考えており、本年も従前どおりの役職対応関係で比較した。ただし、本県の実情に応じて、地域民間給与の実態をより適切に反映させるべきとの観点での意見であれば、立場は共通するところである。納税者である県民に理解・納得される公民給与比較の在り方について、引き続き慎重に判断していきたい。

任命権者：企業規模によって差を設ける比較の方法は、昭和34年に国が定めたものを原形に今まで使用し続けているものであり、現在においてその設定理由や合理性が必ずしも明確でないことなどから、民間企業の実態に照らして見直すべき課題もあると認識。わたり廃止等の独自給与改革を行った本県職員給与の実情に見合った納得性の高い公民比較の方法かどうか検証が必要。

公 民 比 較 の 役 職 対 応 関 係

→ 部分は同一役職が対応していない代表例

○公民比較の際の民間の役職区分

主 任	係 員	事 業 所 で 主 任 の 職 名 を 有 す る 者 一 般 の 事 業 職 員・技 術 員
支 店 長、工 場 長	支 店・工 場 の 長 (除・取締役兼任者)	公 务 員 給 与
部 長	2課以上又は20人以上の部の長及び相当職	民 間 給 与
部 次 長	部長の職務代行者及び相当職	ま つ て 支 給 す る 給 与
課 長	2係以上又は10人以上の課の長及び相当職	ま つ て 支 給 す る 給 与
課 長 代 理	課長の職務代行者、課長に直属し部下に係長等又は4人以上を有する者及びこれらの相当職	ま つ て 支 給 す る 給 与
係 長	課長又は課長代理に直属し、直属の部下を有する者、係制のない事業所で課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者及びこれら	ま つ て 支 給 す る 給 与
	當 職	ま つ て 支 給 す る 給 与

參考資料 2

時間外勤務縮減の取組状況について ～スマート県庁5(GO)・5(GO)プロジェクト～

平成22年11月25日
人事企画課

1 時間外勤務の状況について

○本年度の10月までの時間外勤務実績は、前年比較で△35.3%減少。

【知事部局の時間外勤務実績。（）は一人当たり平均】

	H22	H21	前年増減比
第1四半期(4~6月)	103,907h	157,356h	△34.0%
第2四半期(7~9月)	79,516h	119,872h	△33.7%
10月	30,971h	54,169h	△42.8%
計	214,394h(12.1h)	331,397h(18.6h)	△35.3%(△34.8%)
内訳	本庁 地方機関	97,861h(15.8h) 116,533h(10.2h)	△39.7%(△40.3%) △31.1%(△29.9%)

○10月までに月60時間以上の時間外勤務を行った延人数は、昨年の約1/3に減少。
(H22:375人/H21:1,088人)。

2 縮減プロジェクトの課題とその対応

9月に、職員からの聞き取り（非管理職約80名）や各総合事務所職員との意見交換を行ったところ、プロジェクト開始に伴い職員の意識が変わったなど評価する声がほとんどであったが、次のような課題があると認識。

○プロジェクトの真の目的・ねらいの職員への浸透

時間外勤務の数字を減らすことだけが、プロジェクトの目的を感じている職員がいる。

- 職員のワークライフバランスの確立が、このプロジェクトの目的であることを明確にした改訂版プロジェクトを周知
- 10月にワークライフバランスに関する研修会を開催

○負の側面（命令を受けずに行う残業など）への対応

プロジェクト開始により増えたとの声は少ないが、実態としては存在。

- 庁内の会議を通じて、必要な時間外勤務は命じるべきものであることを徹底。
- 退庁時刻と勤務終了時刻の乖離者の状況について、各部局に対して毎月情報提供しているところであるが、各所属において実情を把握した上で適切な勤務管理を徹底。

○過多の時間外勤務を行っている職員への対応

- 月45時間以上の時間外勤務を行った職員に対して所属長が面談。更に月60時間以上行った職員のいる所属については、人事企画課が所属長から状況を把握。
- 所属において業務改善を行っても同じ状況が続くようであれば人的措置も検討。

3 今後の取組

上記の対応に加え、当初予算編成作業、組織定数編成作業及び人事異動作業といった全庁に影響する年度後半の事務作業の簡素化・効率化を進める。

事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）の評価結果について

平成22年11月25日
業務効率推進課

外部の視点により事業を点検し、予算・定数の編成作業に活用することを目的として10月14日から16日にかけて実施した「事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）」の評価結果をとりまとめ、去る10月27日にコーディネーター及び評価者（県民委員）から知事に報告した。

記

「事業棚卸し（鳥取県版事業仕分け）」評価結果報告書の概要

（1）評価の方法

- 対象事業を3つの視点（必要性、効果性、実施主体）で点検（3段階）
- 点検結果をもとに「抜本的見直し（廃止を含む）」、「県で実施するが改善を提案」、「現状どおり（拡充を含む）」として評価
- 事業の要・不要だけでなく、事業の見直しの方向性、カイゼンの方向性も含めて提案・提言

（2）評価結果

- 30事業の評価結果

抜本的見直し（廃止を含む）を検討する事業	9事業
引き続き県で実施するが改善等を提案する事業	21事業
現状どおり（拡充を含む）実施する事業	0

- 事業別評価内訳 別添のとおり

（3）傍聴者数等

傍聴者数（3日間合計）	70人
インターネット配信アクセス件数（3日間合計）	1,775件

（傍聴者アンケートの主なもの）

①事業棚卸しに用いた資料	<ul style="list-style-type: none">・もう少し簡略化して見やすいものが必要。・事業説明シートだけでなく、具体的な数値を示した表も添付してあって傍聴者でも分かるように配慮された資料だと思った。
②事業説明者（県職員）の説明	<ul style="list-style-type: none">・何を言っているのか非常に分かりにくかった。的を得た答えになっていない。結論を短く言ったほうが説得力がある。
③今後も事業棚卸しを実施すべきか	<ul style="list-style-type: none">・県民の税金で行われている事業なのでこれからも県民のためにという気持ちで実施すべき。・こういった意見交換、事業の改善点を出すことは重要。

（4）評価者からの主な意見（今後に向けての課題等）

①評価者の選任	<ul style="list-style-type: none">・県民目線での棚卸しとするなら、行政職員ではなく県民委員を増やすべき。
②評価対象事業の選定	<ul style="list-style-type: none">・市町村に対する財政支援的な事業は、市町村の事業実施そのものに論点がずれてしまうので、県が直接実施している事業のみを対象とすべき。
③棚卸し作業の進め方	<ul style="list-style-type: none">・1事業あたりの時間配分は事業内容に応じて柔軟に考えるべき。・予め事務局の視点で論点の整理をすると、その方向での議論だけになりがち。
④評価の方法	<ul style="list-style-type: none">・評価区分が分かりにくいので、「実施方法を改善して存続」「実施者を変更」等の詳しい表現とすべき。

事業棚卸し:評価結果一覧

(1)抜本的見直し(廃止を含む)を検討する事業 : 9事業

番号	課名	事業名	H22予算額 事業費 (トータル コスト)	採点結果(3点満点)			総括コメント
				必要性	効果性	実施主体	
1	総務部 税務課	県税納税奨励費	12,967 (29,910)	1.1	1.3	1.5	○納税貯蓄組合については、基本的に自主納付という方向性であることから廃止し、納税しやすい環境整備等について検討すべき。 ○関係団体への報償費は特定団体に向けたものであること、納税奨励という目的と報償費の中身が合致していないことから、廃止を検討すべき。
2	総務部 東京本部	鳥取地域学講座開催事業	2,161 (6,195)	1.6	1.5	2.0	○講習を目的とする事業としては不適当。 ○目的を明確にして成果目標を設定し、費用対効果の高い事業になるよう抜本的に見直すべき。
3	企画部 地域づくり支 援局交通政 策課	公共交通利用促進事業	2,733 (9,187)	2.3	1.3	2.3	○現状の内容では、必要性・効果性とも検証が不十分で、公共交通機関利用促進という目的に即した事業となっていない。 ○公共交通機関を利用されていない原因、ニーズ等を把握した上で、事業の抜本的見直しを行なうことが必要。
		総合交通対策費	2,852 (14,954)	2.3	1.4	2.0	○現状では、総合交通対策という目的に即した事業となっていない。 ○公共交通機関を利用されていない原因、ニーズ等を把握した上で、現行事業成果の検証を踏まえ、抜本的見直しが必要。 ○効果面では、鉄道と路線バスの利便性向上勉強会、県庁ノーマイカー、環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度については成果を確認し、目的に沿った抜本見直しが必要。
4	福祉保健部 子育て支援 総室	とっとり子育て応援券事業	7,211 (8,825)	1.6	1.4	2.0	○子育て王国を掲げる県の重要性や、応援券が子育て支援サービス利用のきっかけづくりになったことは評価されるが、市町村が様々な子育て支援を行なっている中で、県がどこまで関わるかがポイントである。「広域的な展開ができる」という県の役割を踏まえた対応が必要。 ○給付型事業の廃止は妥当だが、廃止であっても事業の検証をしっかりと行い、子育て支援の充実のための次の事業へのステップとするべき。
5	生活環境部 公園自然課	キジの放鳥(野生動物ふれあい推進事業の細事業)	2,220 (4,767)	1.1	1.0	2.1	○狩猟者の確保の必要性は認められるが、事業の目的が狩猟者の確保なのか、野生動物の保護なのかあいまいで、また、効果の検証がなされていない。 ○狩猟者確保を目的とした場合、その効果も見込めず、必要性および効果性が認められない。
		傷病鳥獣の救護対策(野生動物ふれあい推進事業の細事業)	4,379 (9,403)	2.1	1.3	2.6	○やり方や実施主体については理解できる。 ○対象となる自然動物が広範囲であり、受け入れる病院の負担があまりに大きい。 ○県としての自然動物保護の方針を明確にし、対象動物の限定が必要。
6	商工労働部 経済通商総室	鳥取県建設業新分野進出支援事業	58,222 (79,199)	2.5	1.4	2.5	○雇用の確保や建設業の公共的機能を考慮すると、県が建設事業者を支援することは理解できる。 ○しかし、建設事業者数に比べ成功数が少なく、雇用への効果は疑問であり、アドバイザー機能の改善など抜本的見直しが必要。 ○建設業支援策について、県庁内の連携を十分図ることが必要。
7	商工労働部 雇用入材総室	ふるさと定住促進事業	7,361 (19,463)	2.8	1.9	1.4	○移住・定住を促進するために就職支援機能を強化する必要性は高い。 ○非常勤職員2名体制では効果が不十分であり、本事業の実施主体は(財)ふるさと鳥取県定住機構とし、機能を強化することによる抜本的見直しが必要。 ○なお、移住・定住機能・就職支援機能は、市町村、関係団体、県関係部局の機能を見直し、統合・一体化を含めて抜本的見直しを検討することが必要。
8	県土整備部 空港港湾課	鳥取港海友館等維持管理費	4,060 (7,287)	1.8	1.4	2.0	○一定の利用者があり、鳥取港湾事務所の職員が鳥取港海友館運営に努力したこととは認めるが、施設の必要性、県実施の根拠は失われている。 ○公的資金で整備されたこともあり、NPO・住民団体が主体となり、港湾を中心とした地域活性化やスペース活用をしていくなどの活用案を作成することが求められる。
9	教育委員会 事務局 教育総務課	地域づくりの拠点としての公民館 振興事業(教育局企画事業費の細 事業)	東部 141 中部 307 西部 370 (8,579)	1.5	1.4	1.1	○公民館よりもそれぞれの地域の実情を抱えた市町村との関わりが重要であり、地域づくりに対する県の関わり方を再検討し、廃止を含めた抜本的な見直しが必要。

(2)引き続き県で実施するが改善等を提案する事業：21事業

番号	課名	事業名(細事業名)	H22予算額 事業費 (トータル コスト)	採点結果(3点満点)			総括コメント
				必要性	効果性	実施主体	
10	統轄監 広報課	ふるさと鳥取ファンクラブ事業	10,264 (12,684)	2.1	1.4	1.9	○事業の必要性はあるが、若者などどういった人に加入してもらのか、そのために組織としてどうあるべきかを含め、しっかりとした戦略をもって取り組むべき。 ○とっとりNOWや他事業との連携強化を進めるべき。 ○広報連絡協議会、市町村や民間との連携を強化し、とっとりNOW、ファンクラブの普及・改善に取り組むことが必要。
		鳥取県総合情報誌発行支援事業	15,219 (16,833)	2.4	1.6	1.5	○事業の必要性があるが、より効果的に情報発信するため見直しが必要。助成先を含む発行形態の見直し、読者層のマーケティングをしっかりとし、商業ベースには乗らないまでも、しっかりとした情報発信ツールとして確立すべき。
11	防災局 防災チーム	防災・危機管理対策支援事業	42,500 (44,114)	2.0	1.8	1.8	○県の防災・危機管理の役割は非常に重要であるが、主体は市町村であるべき。 ○各地区の実情を把握する中の支援のあり方、交付金の配分方法について研究が必要で、平成24年度の条例の見直しの際には改善すべき。
12	総務部 関西本部	関西圏販路開拓推進事業	14,944 (43,182)	2.4	2.4	2.3	○事業の重要性・必要性は高いが、効果把握については、品目数だけではなく売上高や継続性の把握を行うことが必要。 ○実施に当たっては、県単体での費用負担ではなく受益者となる事業者の費用負担を含めた再検討が必要。(費用負担を求めてることで、売上等情報の把握が可能となる。) ○物産協会の機能強化を検討することが必要。
13	総務部 人権局人 権・同和対 策課	楽しく身につけよう人権感覚事業 (人権啓発教育事業の細事業)	1,341 (2,420)	3.0	2.0	2.3	○本事業は県を主体として引き続き実施すべき。人権啓発事業全体の中での位置付けを明確にして、効果的に実施すべき。
14	企画部 統計課	統計利用促進等事業(統計調査総 務費の細事業)	2,823 (12,490)	2.0	1.3	2.0	○統計の重要性は理解できる。利活用を促進するため、小中学生だけを対象に限るのはなく、実際に統計を利用する企業等、利用実例の紹介や、他部局との連携など、より効果的な普及策を検討すべき。 ○調査員に対する知事表彰については、ゼロベースの検討が必要。
15	企画部 情報政策課	電子申請システムの運用(電子申 請・総合文書管理・電子決裁シ ステム事業の細事業)	9,354 (9,887)	2.6	1.9	2.6	○県で実施すべき事業ではあるが、申請対象について業務フロー等の見直しを行い、申請がしやすくなるような手法の検討が必要。
		県立施設予約システム管理運営 事業	3,864 (4,671)	2.4	1.7	1.9	○県立施設だけでなく、様々な施設が一括して見られるものが望ましい。 ○図書館の予約システムと同じように県・市町村が連携することや、システム自体の外部委託も選択肢の一つである。県民がより使いやすいシステムになるよう見直しを検討すべき。
16	企画部 地域づくり支 援局移住定 住促進課	鳥取県移住定住サポートセンター 運営費(鳥取來楽暮促進事業の細 事業)	5,077 (9,313)	2.8	2.0	1.9	○事業の必要性は認めるが、実施に当たっては、市町村、県各部局・組織との統合・一体化を含め機能分担・費用分担の見直しが必要。 ○また、移住・定住者のニーズに対応したワンストップ・サービスの形成が必要。
17	文化観光局 観光政策課	とっとりの民工芸振興事業	5,566 (17,750)	2.9	2.5	2.3	○民工芸振興における本事業の必要性は高く、既存枠組みのなかで効果をあげているが、現状の組織体制にとどまらず他の組織・活動との連携等を行うことが必要。 ○民工芸事業の文化的側面の取り込み、事業の継続性確保のための商工業・観光との連携によって、さらに効果を高めることが必要。
18	文化観光局 国際観光推 進課	外国人観光客向け資料・ポスター の作成(世界に開かれた"とっとり" 国際観光推進事業(外国人観光客 受入向上推進事業)の細事業)	11,719 (14,858)	2.9	1.8	2.3	【共通】 ○海外からの観光客向けパンフレット等の必要性は認められるが、海外からの観光客の評価、ポスター等の誘客効果が不明であり、数値的データを基に検証が必要。また、ネットの有効活用など海外からの観光客のニーズ・傾向の反映も必要。 ○実施主体は、県単独ではなく市町村、観光関係の企業・組織を加えた連携体制で行うことが必要。(費用負担等の分担により、各種ニーズ、評価を把握しやすくなる。)
		諸外国での観光情報発信(世界へ 打って出る"とっとり"国際観光推 進事業(外国人観光客誘致推進事 業)の細事業)	27,630 (44,837)	2.9	2.0	2.1	【諸外国での観光情報発信】 ○効果性に関し、国別の情報発信機能や韓国など重点国対策を強化することが必要。受け入れ企業の体制強化を含めた情報提供が必要。

番号	課名	事業名(細事業名)	H22予算額 事業費 (トータル コスト)	採点結果(3点満点)			総括コメント
				必要性	効果性	実施主体	
19	福祉保健部 障がい福祉 課	福祉の店販売機能強化事業	6,538 (8,958)	3.0	2.1	2.9	○引き続き県が実施すべきだが、事業効果を確認・検証しながら更なる販売店の機能強化を検討すべき。
20	福祉保健部 子育て支援 総室	子育て応援市町村交付金	29,890 (33,117)	2.6	1.8	2.5	○必要性・実施主体の適当性については認められる。 ○現在の交付金という形態については、より自由度を上げるか、県が方向性を定めて補助金とするか、市町村の責任としてやめるべきか等を検討すべき。 ○県が実施する場合、しっかりした制度設計を行い、事業効果の検証をきちんと行うべき。
21	生活環境部 循環型社会 推進課	廃棄物不法投棄対策強化事業	13,253 (39,071)	2.9	2.1	2.7	○現在の改善案については評価できる。 ○今後も県が中心となって、市町村、民間とさらに連携し、より効果的な体制づくりが必要。
22	生活環境部 くらしの安心 局消費生活 センター	賢い消費者育成事業(消費生活セ ンター事業費の細事業)	5,478 (20,807)	2.4	2.0	1.7	○市町村が主体になる流れになるが、現在の役割分担では重なりが多い。 ○市町村を主体に県がどのように関わるかという立場から整理すべき ○事業の方法・内容を検討し直し、講座に来ないという問題の解決を図るべき。
23	商工労働部 経済通商総 室	まちなかビジネス創出支援事業	36,440 (39,667)	2.1	1.9	1.9	○本事業の必要性は認めるが、必ずしも目的(まちなかビジネスのモチベーション創出)に即した事業となっておらず、また、有効性を実証するためのモデル事業としての評価・検証システムがなく、効果性は低い。 ○実施に当たっては、市町村、商工会議所、地元組織と連携して行なうことが必要。 ○事業はスタートしており廃止等の抜本見直しあるが、早急に評価システムを整備、検証し、「改善すべき点」の改善を行なうことが必要。
24	商工労働部 産業振興総 室	中小企業の環境にやさしい取組推 進事業	100,000 (104,034)	2.4	2.0	2.4	○県独自の環境エネルギー対策を県が主体となって実施することは必要。 ○効果性については、新エネルギー事業は社会趨勢を踏まえ、県の政策、中小企業特性を含め戦略的に取り組む必要がある。省エネルギーは、旧式設備の単なる更新補助とならないよう補助対象、補助率を見直すことが必要。
25	農林水産部 農政課	チャレンジプラン支援事業	167,642 (254,806)	2.8	2.1	2.6	○本事業は農業者の意欲を高めるうえで必要性は高く、実施主体は県が妥当。 ○効果性については、成果の測定法が不明確なため、適正な評価が困難であり、早急に適正な成果測定・評価システムを作成することが必要。 ○本事業は予算額も大きいため県、市町村、事業者が投資収益性を念頭に適正な施策展開を図ることが必要。そのためにも成果測定、評価システムは不可欠。
26	農林水産部 経営支援課	鳥取暮らし農林水産就業サポート 事業(鳥取県版「農」の雇用緊急 支援事業)	229,829 (248,385)	2.9	1.9	2.8	【共通：鳥取暮らし農林水産就業サポート事業】 ○農林水産業の就業確保・定着の必要性は高く、事業の必要性は高い。県が主体となって実施する必要性も高い。ただし効果性では定着率を重視すべきであり、改善余地が大きい。 ○本事業は、雇用先確保や他県から就業者を集め緊急段階から、定着率向上を図る段階にある。定着率向上のための改善、制度変更が必要。 ○定着率向上のため、数値的データを基に、難點等の原因把握と分析を行うことが必要。また、費用対効果を明らかにすることも必要。
	農林水産部 森林・林業 総室	鳥取暮らし農林水産就業サポート 事業(鳥取県版の雇用対策緊急 支援事業)	71,740 (79,001)	3.0	2.0	3.0	【鳥取県版「農」の雇用緊急支援事業】 ○森林業は(治山治水対策として)森林荒廃を防ぎ、森林資源を守るために必要であり、県が実施主体となることが必要。
		鳥取暮らし農林水産就業サポート 事業(鳥取県木材産業雇用対策緊 急支援事業)	26,325 (46,005)	2.8	2.0	3.0	【鳥取県木材産業雇用対策緊急支援事業】 ○木材産業は県産の森林資源を有効活用する手段であり、必要性も高く林業と一緒にして県が実施主体となることが必要。

番号	課名	事業名(細事業名)	H22予算額 事業費 (トータル コスト)	採点結果(3点満点)			総括コメント
				必要性	効果性	実施主体	
26	農林水産部 水産振興局 水産課	鳥取暮らし農林水産就業サポート事業（漁業雇用促進緊急対策事業）	59,450 (62,677)	2.9	2.0	2.8	【漁業雇用促進緊急対策事業】 ○定着率が農林業・木材産業に比べ低く、定着率向上に向けたより強力な改善策を検討することが必要。
	農林水産部 経営支援課	鳥取へIJU！アグリスタート研修事業	39,083 (47,958)	2.8	2.0	2.8	○県外からの農業就業研修を目的とする本事業は、定着率向上を目的とする鳥取県版「農」の雇用緊急支援事業と同一の目的を持ち必要性は高い。効果性向上のためにには同事業と整合性を確保することが必要。 ○本事業では定着率の数値データが把握しやすいため、定着率確保のための分析に早急に取り組み、事業に活用することが必要。 ○定着率を高めるため、定員の見直しや研修期間の延長などの検討が必要。
	農林水産部 経営支援課	【特別会計】 (農業改良資金助成事業特別会計) 農業改良資金等貸付事業	235,923 (243,184)	2.6	2.0	2.6	○農業における雇用の拡大のため必要。県が実施主体となるべき。 ○定着率向上への寄与と、資金ニーズへの確に対応し、繰越金最少を実現することが必要。
27	農林水産部 生産振興課	鳥獣被害総合対策事業	141,334 (179,254)	3.0	2.1	2.3	○鳥獣被害対策の必要性は高いが、実施主体については県と市町村の役割を再検討すべき。 ○地域ごとの対策実施は市町村が行い、県は広域的な対応・調整に特化していくべきであり、財源に関しては検討することが必要。 ○広域的な対策と個別地域対策を組み合わせ、費用対効果が高く、効果的な仕組みとすることが必要。
28	農林水産部 生産振興課	次世代鳥取梨産地育成事業	55,827 (69,643)	2.9	2.3	2.8	○本事業の必要性、県実施の必要性は認めるが、果樹育成は長期に渡るものであり、投資資金の回収や、後継者育成など長期的視点から補助のあり方についての検討が必要。 ○PRに関しては、県庁組織内、JA、メディア・県外の組織と協力した効果の高い手法が必要。（なお、PR効果を生かすためには早期の供給体制確保が必要である。）
29	県土整備部 道路企画課	植栽管理費	321,499 (338,273)	3.0	2.6	2.9	○本事業の必要性は高く、県が主体となって実施していくことが必要。 ○観光地、市街地、中山間地域など実施箇所に応じ管理水平をかえることで一層の費用削減が必要。 ○実施主体については、さらなるボランティア活用の検討も必要。 ○なお、本事業では経費削減が積極的に進められているが、来年度予算で一層効果的な具体策の提案を期待する。
30	教育委員会 事務局 教育総務課	PTA指導者支援事業(教育局企画事業費の細事業)	東部 57 中部 132 西部 88 (5,855)	2.3	1.5	2.1	○事業の目的と内容が合致しておらず、また、研修内容がどこまで伝達されているかなどの事業効果の検証ができていないため、事業展開の改善が必要。 ○県が実施すべきだが、市・郡PTA連合会や県PTA協議会との連携など、実施の方法に改善が必要。

(3)現状どおり(拡充を含む)実施する事業 : 0

東京都内県有施設の売却入札結果について

平成22年11月25日
財源確保推進課

東京都内の下記2施設について、売却の入札を行った結果は以下のとおりでしたので報告します。

1. (元)えびす会館 (平成22年11月12日(金)10:30入札実施)

《物件の概要》

所在地	種類	種別、数量
東京都目黒区中目黒一丁目9番1	土地	宅地 722.76m ²

《当日応札者数》 4社

《予定価格》 590,000,000円

《落札価格》 741,000,000円

《落札業者》 株式会社モリモト

(参考)【落札業者の概要】

○所在地：東京都渋谷区恵比寿南三丁目7番4号

○代表者：代表取締役 森本浩義

○資本金：1億円

○事業内容：不動産分譲事業、賃貸不動産開発事業、不動産サービス事業 等

2. (元)東京事務所長宿舎 (平成22年11月12日(金)13:30入札実施)

《物件の概要》

所在地	種類	種別、数量
東京都世田谷区代沢三丁目 184番	土地	計212.92m ²
16、184番42	建物	RC造2階建 延床面積129.18m ²

《当日応札者数》 5社

《予定価格》 94,580,000円

《落札価格》 106,000,000円

《落札業者》 有限会社ライファー

(参考)【落札業者の概要】

○所在地：東京都世田谷区三軒茶屋一丁目37番13号

○代表者：代表取締役 松羽憲司

○資本金：300万円

○事業内容：宅地開発・販売、戸建住宅の企画・建設・販売、不動産売買の仲介 等

鳥取県人権施策基本方針の第二次改訂について

平成 22 年 11 月 25 日
人権・同和対策課

鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づく「人権施策基本方針」(以下「基本方針」)について、現在の社会情勢や県民の意識の変化を踏まえたものとするために進めていた第二次改訂の作業を終了し、先に公表しました。

1 改訂時期

平成 22 年 11 月

2 改訂のポイント

(1) 基本理念の明確化

第一次改訂に掲げた基本理念を継承しつつ、内容の誤解が生じないよう明確化を行う。

改訂前	改訂後
自己実現を追求できる社会の構築	一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を發揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
差別実態の解消	人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
ユニバーサルデザインの推進	すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進（ユニバーサルデザインの推進）

(2) 新たに認識の高まった人権分野への対応

インターネット、生活困難者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、性的マイノリティの各分野について、新たに項立てして方針を明示

【背景】携帯電話・インターネットの普及、非正規雇用者をはじめとする生活困難者の増加、犯罪被害者への社会的支援に対する必要性の認識の高まりなど、社会情勢、各種制度、県民意識等の変化への対応とこれまでの取組みの反映

(3) 各種の相談による支援の充実

基本的施策の一つとして位置付け、各人権分野における推進方針においても明示

【背景】人権尊重の社会づくり相談ネットワークの創設

(4) 県民との協働と国、市町村等との連携

基本的施策の一つとして、また各人権分野で明示

3 今後の取組

基本方針に基づき人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、各人権分野での取組状況を毎年度確認し、また必要に応じて鳥取県人権意識調査などの実態調査を行う。

4 経過

平成 20~21 年	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」）委員で構成された 9 つの小委員会で審議し、改訂素案を作成
平成 22 年 3 月	協議会の全体会で改訂素案について協議
5 月	改訂素案について常任委員会報告
6~7 月	改訂案に対するパブリックコメントの実施
9 月	パブリックコメントの結果について常任委員会報告、公表
11 月	改訂、公表